

「スピロテトラマト」及び「マンデストロビン」の食品安全基本法 第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

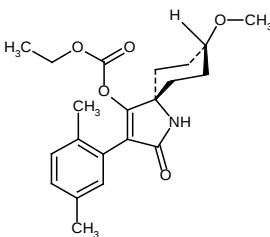
1. スピロテトラマト（農薬）
2. マンデストロビン（農薬）

スピロテトラマト

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年7月31日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成27年8月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

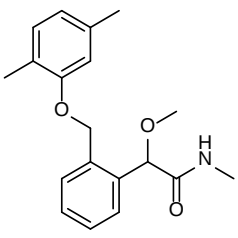
名称	スピロテトラマト(Spirotetramat)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	環状ケトエノール系の殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類等のアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害(脂質合成を阻害)することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:きゅうり、なす等 今回、アスパラガスへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.05 mg/kg 体重/day ARfD= 1 mg/kg 体重
	国際基準	ばれいしょ、キャベツ、かんきつ類、核果類等
	諸外国	米 国 基 準 :あぶらな科野菜類、仁果類等 カナダ基準:ばれいしょ、大豆等 E U 基 準 :ぶどう、セロリ等 豪 州 基 準 :かんきつ類、うり科野菜等 ニュージーランド基準:ばれいしょ、ブルーベリー等
		インポートトレランス要請:とうもろこし、ブルーベリー等(米国及びカナダ基準)/ブロッコリー等(豪州基準)
食品安全委員会での評価等	【1】平成20年8月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年5月14日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年8月11日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.12 mg/kg 体重/day	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

マンデストロビン

1. 今回の諮問の経緯
- ・平成27年8月11日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	マンデストロビン (Mandestrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内チトクローム系に作用し、その電子伝達を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 非結球あぶらな科葉菜類、りんご等	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: なたね、いちご(米国: 申請中)
食品安全委員会での評価等	【1】平成26年1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年10月7日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.19 mg/kg 体重/day ARfD=設定の必要はない	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【スピロテトラマト】

- ・ 亜急性神経毒性試験
- ・ 28 日間免疫毒性試験
- ・ 作物残留試験

【マンデストロビン】

- ・ 作物残留試験